

コージェネ導入による 優遇税制

コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

コージェネレーション設備に係る
固定資産税について、
課税標準を最初の3年間、
課税標準となるべき価格の11/12に軽減



中小企業経営強化税制との併用もできます。
補助金との併用もできます。

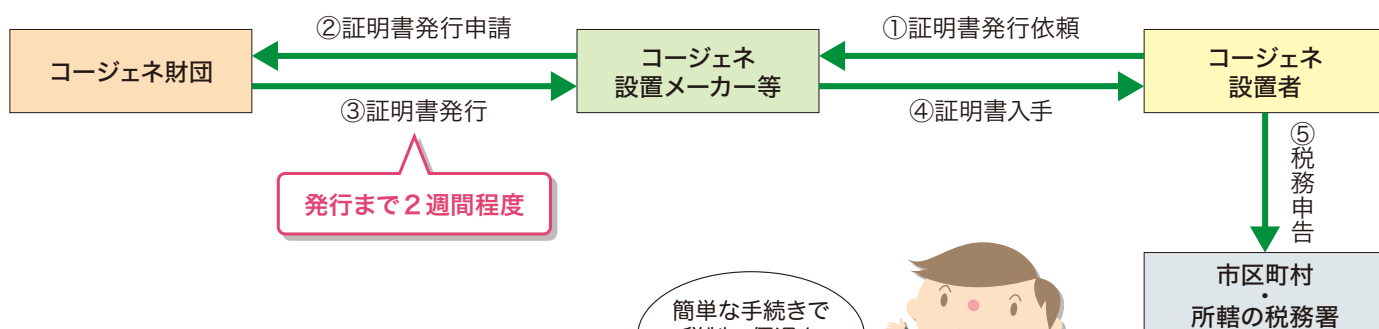
コージェネ財団が証明書発行団体です。

コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

所 管	総務省（経済産業省）																		
対 象 者	固定資産の所有者																		
対 象 設 備 の 件	①総合効率 72%以上、かつ、<u>1基の発電出力が10kW以上のもの</u> ②生産性（発電効率 or 総合効率）年平均1%以上向上 ③販売後10年以内の最新モデル ④エンジンまたはタービン（所定の要件を満たすもの） ⑤廃熱利用機器導入 ※詳細はHP 参照																		
優 遇 措 置	課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の11/12に軽減 負担税額＝課税標準×税率[※] ※法定耐用年数：15年（減価率：0.142）、 固定資産税率：1.4%としています。 例えば… <table><tr><td colspan="2">導 入 コ ー ジ ェ ネ</td><td colspan="2">8,000kWクラス×2台</td></tr><tr><td colspan="2">取 得 額</td><td colspan="2">27億円</td></tr><tr><td rowspan="4">負 担 税 額 (通常)</td><td rowspan="4">税 額 控 除</td><td>1年目</td><td>約 3,512 万円 約 293 万円</td></tr><tr><td>2年目</td><td>約 3,013 万円 約 251 万円</td></tr><tr><td>3年目</td><td>約 2,585 万円 約 215 万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>約 759 万円</td></tr></table> これだけ節税!!	導 入 コ ー ジ ェ ネ		8,000kWクラス×2台		取 得 額		27億円		負 担 税 額 (通常)	税 額 控 除	1年目	約 3,512 万円 約 293 万円	2年目	約 3,013 万円 約 251 万円	3年目	約 2,585 万円 約 215 万円	合 計	約 759 万円
導 入 コ ー ジ ェ ネ		8,000kWクラス×2台																	
取 得 額		27億円																	
負 担 税 額 (通常)	税 額 控 除	1年目	約 3,512 万円 約 293 万円																
		2年目	約 3,013 万円 約 251 万円																
		3年目	約 2,585 万円 約 215 万円																
		合 計	約 759 万円																
設備取得期間	2019年4月1日から2021年3月31日まで																		
備 考	・中小企業経営強化税制と併用可 ・補助金と併用可																		

申請手続き

詳しくは、コージェネ財団ホームページ (<https://www.ace.or.jp>) より「補助金・優遇税制」をご確認ください。



簡単な手続きで
税制の優遇を
受けられます!